日本国環境省及び

モザンビーク共和国土地・環境・農村開発省との間の 都市廃棄物分野における協力覚書 (仮訳) 日本国環境省及びモザンビーク共和国の土地・環境・農村開発省(以下「双方」という。)は、

双方の環境及び国民の生活環境を向上させるために都市固形廃棄物の適切な管理の重要性を再確認し、

アフリカのきれいな街プラットフォームの設立に係る日本国政府及びモザンビーク共和国政府の支援を強調し、

両国の法律や規制に従って、

以下のように決定した。

第1項(目的)

- 1. 本協力覚書の目的は、都市固形廃棄物管理の分野における相互利益を得るため、双方の協力を促進及び強固にすることである。
- 2. 本協力覚書に法的拘束力はなく、双方にいかなる法的、財政的な権利、 債務又は義務を生じさせるものではない。

第2項(協力分野)

本協力覚書の協力分野は、平等及び相互利益の原則に則り、以下の分野とする。

- (a) 都市固形廃棄物管理政策
- (b) 固形廃棄物管理に関する廃棄物インフラ
- (c) その他双方が関心を有する分野

第3項(協力形態)

本協力覚書で設定された目的を達成するために、双方は、双方が準備をする資源の範囲の下、以下を含む適切な形態で、協力を奨励し、促進する。

- (a) 政策作成及び実施に関する情報及び経験の共有
- (b) 研修や調査の実施
- (c) ワークショップ、セミナー、面会、会議、相互訪問等の実施

(d) 双方が相互に関心を有し、本協力覚書の目的が達成され得るその他協力 形態

第4項(ワーキンググループ及びフォーカルポイント)

- 1. 本協力覚書の実施のため、双方の代表から構成される都市固形廃棄物管理のための共同政府間グループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設立する。
- 2. ワーキンググループは、一方又は他方の国において、互恵的に、双方が 決定する日に開催される。ワーキンググループの機能、手続及び責任に ついては、双方によって相互に決められる。
- 3. 本協力覚書に基づく活動の効果的な運用を確保するため、双方はフォーカルポイントを指名し、フォーカルポイントは本協力覚書に関する全ての事項について片方の代表となる。日本国環境省においては、フォーカルポイントは環境再生・資源循環局循環型社会推進室である。モザンビーク共和国土地・環境・農村開発省においては、フォーカルポイントは国家環境局環境管理部廃棄物管理・緑化課とする。

第5項(支出)

- 1. 別に定めのない限り、いずれの国も本協力覚書に関する費用や支出について自らが責任を持つ。本協力覚書に基づく活動は、双方の財政的約束を伴わないものである。
- 2. いずれの国も、本協力覚書に関する支出について任意の貢献を行うことができる。
- 3. 双方は、双方の法律や規制に従って、都市固形廃棄物分野における企業 及び双方の主体間の協力の発展を促進することができる。

第6項(相違及び紛争の解決)

本協力覚書に定められた事項の解釈又は適用に起因し双方で生じうる相違又は紛争は、双方間の協議を通じて友好的に解決される。

第7項 (開始、期間及び終了)

- 1. 本協力覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始する。
- 2. 本協力覚書の協力は、双方の同意により変更され得る。
- 3. 本協力覚書の協力は、5年間有効であり、一方が廃止の希望を元々の期間の終了又は廃止の少なくとも30日以上前までに書面で表明しない限り、更新され得る。
- 4. 別に定めのない限り、本協力覚書の終了は、本覚書の下で進められているプロジェクト及び活動に、当該プロジェクト及び活動の終了まで影響を与えない。

2019年2月27日、東京において英語及びポルトガル語で各2通の原本が署名された。全ての原本は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合は、英語の文書が参照される。

日本国 環境省大臣のために

モザンビーク共和国 土地・環境・農村開発省大臣のために

環境大臣 原田 義昭

土地・環境・農村開発大臣 セルソ イスマエル コレイア